

ジブラルタ生命の 特定損傷特約(無配当)

日常の不慮の事故に対する備えとして、
骨折・関節脱臼・腱の断裂の場合に給付金をお受取りいただける特約です。

給付金のお受取例

特定損傷給付金額を10万円として特約を付加した場合

次の事由に該当された場合に特定損傷給付金10万円をお受取りいただけます。

骨 折	対象	不慮の事故による骨折
	対象外	病的骨折・特発骨折
関節脱臼	対象	不慮の事故による関節脱臼
	対象外	先天性脱臼、病的脱臼、および反復性脱臼
腱の断裂	対象	不慮の事故による腱の断裂
	対象外	疾病を原因とする腱の断裂

※筋、韌帯の損傷・断裂はお支払いの対象となりません。

- この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)について、その事故の日から180日以内に治療を受けられた場合^(*)に給付金をお受取りいただけます。
(*)病院・診療所での治療に限ります。
- 同一の不慮の事故による特定損傷についての給付金のお支払いは1回のみです。
- 特定損傷給付金のお支払限度はお支払回数を通算して10回です。
- 保険期間は最長の場合で60歳までです。
- 特定損傷給付金額は10万円・5万円のどちらかをお選びいただけます。

その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金等をお支払いできない場合”等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大変な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

ミナジブロック
通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。